

第1回 デジタル改革実行本部会議

日時：令和3年7月13日(火)(庁議後)

場所：庁議室

次 第

1 挨拶

2 議 事

(1) デジタル改革実行本部について

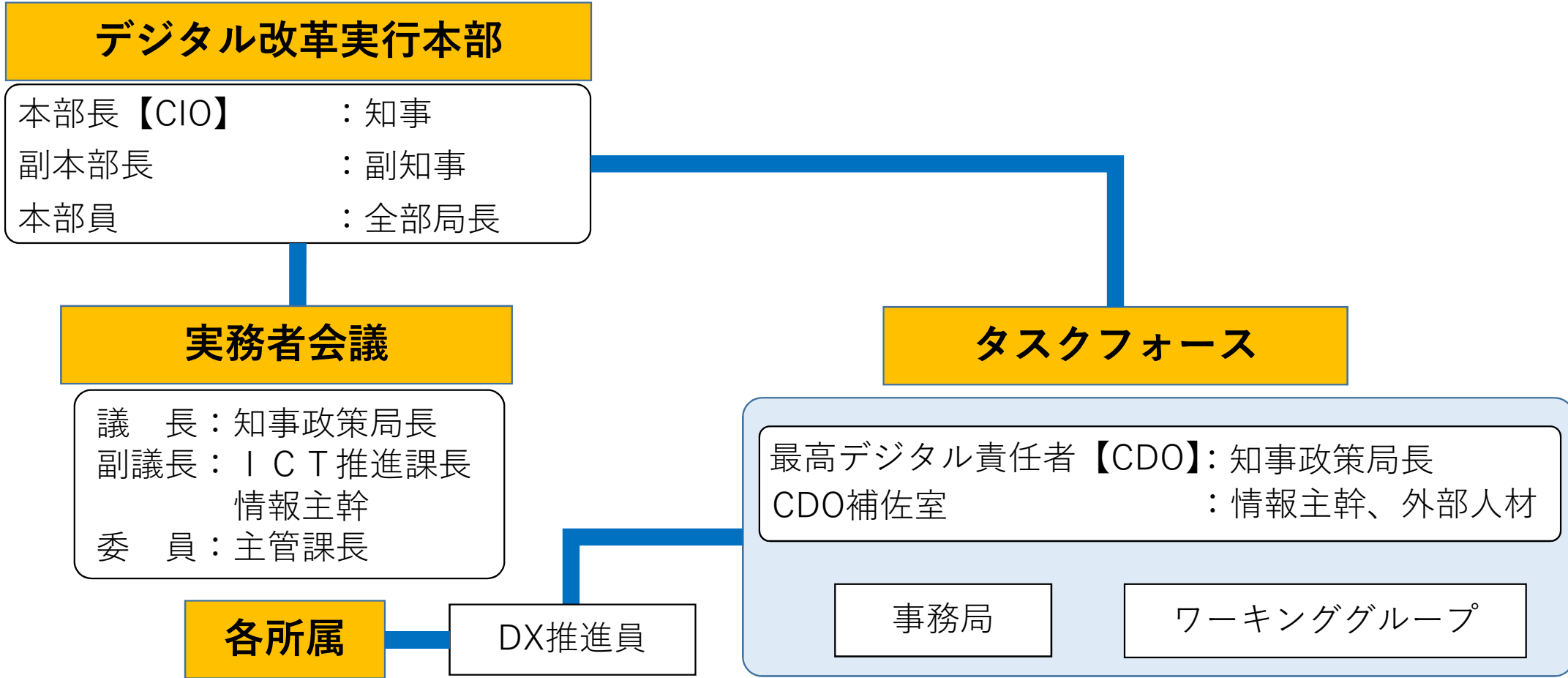
(2) 実行方針について

3 その他

会議は、本部長挨拶まで公開とします。

1 デジタル改革実行本部について

(1) デジタル改革実行本部の構成



(1) 役割

【デジタル改革実行本部】

単なるICTの利活用にとどまらず、既存の仕組みを抜本的に見直すことによって、行政・産業・暮らしそれぞれの分野で価値を生み出すデジタル・トランスフォーメーション（DX）を、実行方針を定め、部局を横断して、重点的・集中的に実行する。

【タスクフォース】

実行方針の下で、庁内各部局等への技術的支援を行いつつ、機動的に企画立案し、強力に庁内調整と取組の推進を行う。

【CDO補佐室】

デジタル改革タスクフォースの下に設置する技術的支援を行う組織。IT専門家（CIO補佐とCDO補佐）で構成する。

【ワーキンググループ】

行政デジタル化等テーマに応じて関係所属が部局を越えて集結し、取組を実行する。メンバーは、テーマ毎に柔軟に変更可能とする。

【実務者会議】

各部局主管課長で構成し、各部局の横連携を図るため、必要の都度開催する。

【DX推進員】

ITの知識があり、所属の実態にも通じる職員。所属の課題解決のために、所属とタスクフォースやCDO補佐室との間をつなぎ、デジタル化を推進する。

デジタル改革の実行方針

資料 2

本方針の位置づけ

- 感染症対応でデジタル化が喫緊の課題であると明らかに
- 本県は人口減少や活力・競争力の低下等の課題にも直面



- ・単なるデジタル化にとどまらず、既存の仕組みを見直し、**行政・産業・暮らしの面で価値を生み出す変革につなげる**
- ・具体的な方向性を明確にし、**スピード感をもって実行する**

ため、**デジタル改革実行本部**（本部長：知事）を創設、本方針を決定。タスクフォースにおいて本方針を実行。

デジタル改革の基本原則

変革を通じた本県経済の持続的な発展と県民の幸福な生活の実現に向け、**県民目線**で、以下の基本原則に沿って推進

- ・部分最適ではなく**統一的な計画のもとでの全体最適**
- ・既存の業務の単なるデジタル化ではなく**業務の見直し**
- ・**市町村や民間企業との幅広い連携とPDCAサイクル**
- ・県庁における**デジタル人材の育成・確保**につなげる
- ・**サイバーセキュリティの確保及び個人情報保護**を徹底

デジタル改革の実行方針

1 自らが仕事とサービスを変革（行政におけるDX）

- 県民等が時間や場所の制約なく行政サービスを選択できる、身近な行政へ
- 「紙」を中心とした仕事の進め方を見直し、時間や場所を有効に活用できる働き方を実現し、職場風景を一新

(1) 県民目線の行政サービスの変革

行政手続を「原則：紙」から「原則：オンライン」へ

- ・**約8割**（令和4年度）→**原則全てオンライン化**（～令和7年度）
- ・手数料等の**電子納付を実現**（令和4年度）
- ・行政手続での**押印廃止**（96%実施済み、残余も廃止検討）

(2) 働き方の変革

効率的で質の高い働き方による行政サービス向上

- ・ペーパーレス化推進、紙の使用を抜本的に見直し
文書作成～決裁等における紙の原則廃止（令和4年度）
- ・**仕事と育児・介護の両立**や、通勤時間・移動時間の有効活用に向け、**テレワークの環境を整備**
- ・**AI・RPA**を活用し作業時間の短縮や事務を効率化

(3) 全庁的情報システム最適化による効率的な運営

全体最適の情報システム構築・運用（物理的なサーバ集約、ソフトウェアライセンス契約一元化等）

- ・全庁の実態把握を行い、**情報システム見直し計画策定、ライセンス統一契約窓口を開設**（今年度末まで）
- ・**各部局のシステム投資・運用をICT推進課が統括・監理**

デジタル改革の実行方針

- (4) 標準化された情報システムの活用（クラウドの積極的活用）
- (5) データの利活用による業務効率化
 ・行政データの有効活用、EBPM実践に向け、データ蓄積や利活用の実態と課題を把握し、取組内容を明らかにする
- (6) 人材確保・育成
 ・庁内IT人材の体系的育成・人事管理のあり方について検討
- 2 市町村・民間とともに暮らしを変革（暮らしにおけるDX）**
 住み慣れた地域で自立した豊かな生活が続けられるよう、市町村や民間と連携しながら**公的サービスを変革**
- (1) 分野の特性と多様なライフスタイルに応じたデジタル改革
 ・各部局をタスクフォースが技術面・人材面等でサポート
- (2) マイナンバーカード利活用促進
国方針に沿いほぼ全県民に行き渡ることを目指す（～令和4年度末）
 ・カードの活用場面拡大を検討（公共施設の利用カード等）
- (3) 市町村との協働による施策展開
 ・**市町村の企画立案等の支援を行う場の設置**
 （地域の現状、先進事例、国・県・民間等からの情報共有等）
- (4) デジタルデバイド対策
 ・利用しやすいデジタル化、知識向上と地域で補完しあう仕組み

3 挑戦する企業等を後押しして産業を変革（産業におけるDX）

県内産業のデジタル・トランスフォーメーションを促進し、県内産業が抱える課題を解決しつつ、より**付加価値の高い産業構造に転換**

- (1) 県内産業のDX推進
 ・意識改革：**金融機関・商工団体と連携**して経営層への働きかけ強化
 ・人材育成：**企業内でDXを担う中核人材の育成策**を検討
 ・デジタル技術の利用拡大：**業界・地域単位で共通のツール導入支援**等を検討
 ・農林漁業者の経営効率化や所得向上につながるスマート技術導入を支援
- (2) 行政面からの事業者の取組の後押し
 ・参入機会の拡大、コスト縮減、事務の迅速化等に効果のある**電子入札を推進**
 ・契約事務の効率化の観点から**電子契約の導入**を検討
- 4 今後の進め方**
 ・まずは半年程度、本方針の実行を全庁的に進め、デジタル改革実行本部において進捗状況を確認、必要に応じた実行方針の見直しを行う。
 ※ ICT推進プランについては、新潟県総合計画の中間評価等とあわせて見直しを検討

デジタル改革の実行方針（案）

令和3年7月13日
新潟県デジタル改革実行本部

1 本方針の位置づけ

本県においては、令和2年度から令和4年度を計画期間として ICT 利活用の展望を示す「新潟県 ICT 推進プラン」の下で個別の取組を進めている。

一方、今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、国・地方公共団体、さらには民間や社会におけるデジタル化の遅れや人材不足、行政機関内部での不十分なシステム連携に起因する非効率などの実態が明らかとなった。また ICT 分野での加速度的な技術進歩や、GAF A 等による産業構造の変革も背景に、我が国においても「デジタル・トランスフォーメーション (DX¹)」の必要性が強く認識されることとなった。国においては、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の全面的な見直しとあわせ、縦割り行政を打破し、大胆に規制改革を断行するための突破口として、デジタル庁が本年9月に設置される。

人口減少やそれに起因する少子高齢化や活力・競争力の低下といった課題に直面する本県においては、なお一層、デジタル技術・データを最大限活用し、行政・産業・暮らしの変革につなげていくことが重要な課題となる。

このため、デジタル化にとどまらず、これを既存の仕組みの変革につなげていくため、システム部門と業務部門との間での連携協働や、部分最適を乗り越えて全体最適を目指す。また、具体的な方向性を明確にし、スピード感をもって、業務効率化と新たな価値を生み出すデジタル技術・データの利活用を進める。

本県では、デジタル・トランスフォーメーションに重点的、集中的に取り組むため、知事を本部長とするデジタル改革実行本部を立ち上げるとともに、本部で策定する本方針の下で、庁内各部局等への技術的支援を行いつつ、機動的かつ迅速に企画立案し、強力に庁内調整・推進をするタスクフォースを設置し、各所属に新たに置く DX 推進員と連携しながら、部局横断的に取り組んでいく。

2 デジタル改革の基本原則

デジタル化はあくまでも手段であり、その目的は変革を通じた本県経済の持続的な発展と県民の幸福な生活の実現であることを大前提としつつ、県民目線で、サービス向上に資する取組を、できるものから順次積極的に実践していくこととし、以下のとおり基本原則を定める。

¹ デジタル・トランスフォーメーション (DX) は、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」(経済産業省 デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン (DX 推進ガイドライン) Ver. 1.0) とされる。昨今は企業に限らず行政など幅広い文脈で使用される。

- (1) 行政におけるデジタル改革に当たっては、全庁的なシステムの統一化・最適化や部局間のデータ連携が極めて重要であり、部分最適に陥ることなく、統一的な計画のもとで全体最適を目指す。
- (2) 既存の業務を単にデジタル化することは避け、デジタルを前提とした業務効率化、サービス利用者（県民、事業者）の利便性向上、データ利活用の観点から、業務を見直す。
- (3) 暮らしや産業におけるデジタル改革の推進に当たっては、市町村や民間企業との幅広い連携のもとで、政策やビジネスの現場を踏まえた課題解決に取り組む側と、デジタル技術の面で知見を有する側が有機的につながり、PDCAを回しながら価値を生み出すことを目指す。
- (4) 各取組の実行に当たっては、県庁におけるデジタル人材の育成・確保につながるよう外部人材と職員の共同作業により知識や検討手法の習得ができるようにする。
- (5) デジタル技術・データの利活用に当たっては、サイバーセキュリティの確保及び個人情報情報の保護、その他安心して情報の利活用ができるよう対策を徹底する。

3 デジタル改革の実行方針

(1) 自らが仕事とサービスを変革する（行政におけるデジタル改革）

デジタル技術の活用により、仕事のやり方を抜本的に見直して大幅に業務効率化しつつ、求められる業務に注力して質の高い成果を上げる組織とする。

- 県民・事業者が、パソコンやスマートフォン等を使って時間や場所の制約なく行政サービスを選択することができる、より身近な行政へ変革する。
- 「紙」を中心とした仕事を見直し、デジタル技術を活用して時間や場所を有効に活用できる働き方を実現し、県庁の職場風景を一新する。

ア 県民目線の行政サービスの変革（行政手続を「原則：紙」から「原則：オンライン」へ）

紙による申請、収入証紙による納付、郵送による送付ではなく、パソコン・スマートフォン等を用いた電子申請・電子納付・電子交付により行政手続ができるようにする。

- ・ 行政手続オンライン化構想（令和3年4月）に沿って、令和4年度から処理件数が多い手続から段階的に、申請から交付まで行政手続をオンラインで行えるようにしていく。県単独で変更できる手続については、令和4年度中に約8割をオンライン化し、令和7年度までに原則としてすべてをオンライン化²する。

² 行政手続オンライン化構想に記載の3つの基本原則に沿って、オンライン化に取り組む。

- ・ 手数料等について電子納付を実現するとともに、県民が利用する県施設等の窓口におけるキャッシュレス決済を促進していく。あわせて、収入証紙のあり方について早急に検討する。
- ・ 県が独自に県民に押印を求めていた行政手続の約 96%の押印は令和 2 年度末までに廃止したところであり、引き続き国のガイドラインの改正等の動向を見ながら廃止を検討する。
- ・ 行政文書については、可能なものは公印を省略したところであり、今後も、電子媒体を正本とするよう検討していく。

イ 働き方の変革（効率的で質の高い働き方による行政サービスの更なる向上）

行政手続のオンライン化に加え、WEB 会議システムや会議資料のペーパーレス化、AI³・RPA⁴技術による作業や判断の自動化を進め、各業務の簡素化・効率化を図る。職員でなければできない業務により職員が注力できるようにし、行政サービスの更なる向上に繋げる。

・ペーパーレス化

業務の効率化及び働き方改革の観点から、ペーパーレス化を推進し、紙の使用のあり方を抜本的に見直す⁵。

令和 4 年度からシステムを導入し、文書作成、決裁、移管等の文書のライフサイクル全般について、原則として紙を使わず電子的に管理するとともに、モバイル PC 等を導入し、紙を使わずに会議や打合せを開催する。

・テレワーク

仕事と育児・介護の両立や、通勤時間・移動時間の有効活用に向け、テレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス及びモバイルワーク）の環境を整備する。また、一連の業務を分解し、分解した部分ごとにテレワークが可能かどうかの整理・検討を行いながら、テレワーク可能な業務を生み出すことで、テレワークの推進を図っていく。

・AI・RPA

デジタルの活用による業務改革と両立する形で AI・RPA 技術を業務に活用し、作業時間の短縮や事務の効率化に繋げる。

・情報交換ツール

部局の垣根を越えた創造的で柔軟なアイデア共有・課題解決を目指し、チャットツール等、庁内外を問わず、時間や場所を選ばない円滑な意思疎通を可能とする。

① デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。

② ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。

③ コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する。

³ Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。

⁴ Robotic Process Automation の略。これまで人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化するもの。

⁵ ペーパーレス化は、情報の検索やデータ再利用のしやすさなどのメリットだけでなく、資料の全体像の見えにくさなどの課題もあり、様々な課題に留意しながらメリットを最大限発揮させていく。

ウ 全庁的な情報システム最適化による効率的なシステム運営

現行の各部局・所属ごとの部分最適な情報システム構築・運用を見直し、全体最適の観点から、物理的なサーバ集約や、ソフトウェアライセンス契約一元化など、情報システムの構築・運用を行う⁶。あわせて、情報システム投資についてシステム面から全体最適を担保するための枠組みを設ける。

- ・ 今年度、まずは全庁における情報システム⁷やソフトウェアライセンス契約の実態を詳細に把握する調査を実施する。これを踏まえ、今年度末までに情報システム見直しの計画を策定するとともに、ライセンスに関する県統一契約窓口を開設する。
- ・ 情報システムの新規構築、改修、更改時の各部局における情報システム投資・運用について、ICT推進課が統括・監理する（予算要求前にICT推進課に事前協議する）。

エ 標準化された情報システムの活用（クラウドの積極的活用）

競争による費用削減やセキュリティ対策の観点から、国で進めている「クラウド・バイ・デフォルト」の原則やガバメントクラウドの活用も踏まえ、上記ウによる情報システム最適化に際して、クラウドサービスの活用を積極的に検討する。

- ・ 令和3年度から、東北6県と新潟県（県内市町村含む）において、自治体情報セキュリティクラウドを共同調達の上、運営する⁸。
- ・ 国が進めているガバメントクラウドについても、活用可能なものは積極的に採用し、標準化された情報システムを活用し、構築・運用・保守に係る経費を節減する。

オ データの利活用で業務の効率化・高度化

今後は、行政活動の様々な側面がすべてデジタル化されていくことにより、データが蓄積されることとなるため、こうしたデータを、様々な部局・場面で簡易に有効活用していくことができる条件を整備していくとともに、客観的な根拠を基にして、政策の決定や実行を効果的・効率的に行うEBPMの実践につなげていく⁹。

- ・ ウのシステムの最適化に当たっては、全庁的なデジタルデータの流れをより効果的・効率的にしていく観点も含め検討する。
- ・ データ蓄積や利活用の実態と課題を把握し、具体的取組内容¹⁰を明らかにする。

⁶ 業務見直しによる業務効率化につながるほか、重複投資の排除によるシステム運用管理経費の縮減、セキュリティ対策にもつながる。

⁷ 運用管理に予算要求が必要なシステムが対象、クラウドサービスも含む。

⁸ これにより、新潟県のみで独自システムを導入していた場合に比べ、1.75億円の経費削減（移行・5年間運用）となると見込まれる。

⁹ これまで政策立案や検証の際に根拠とするデータには、データが一元化されておらず、部局を超えた相互利用がされていないといった課題があった。今後は、国の「e-Stat」や「統計ダッシュボード」、「V-RESAS」などのように、省庁を超えて一元化されたデータ提供や集計表の可視化（グラフ化）など活用しやすいデータ管理や提供方法の見直しが必要になる。

¹⁰ 官民データ活用推進基本方針に基づく国の動きに合わせ、目指すべき方向性を明らかにするとともに、データの作成方法や既存データの文字情報・データ項目の意義統一の目安の作成といった具体的取組を整理する。

カ 人材確保・育成

ITに関する専門的な知識・技能を有する職員を確保・育成していくことが急務であり、外部人材登用や内部職員育成の両面から取り組んでいく。

- ・ 外部人材は、特に即戦力となる知見を有する必要があることから、任期付職員、非常勤特別職、社会人（民間企業経験者）採用等、様々な採用手法を活用し、庁内で求められている具体的な役割（職責）、技能を明確にし、登用を進める。
- ・ 外部人材と一緒に業務を行うことで得られる知見等を蓄積し、職員自身が行う業務において活用する。民間企業との交流人事により、最新の知見、技術の業務への活用や習得を推進する。
- ・ 公募制人事により、意欲や能力のある職員に対し、専門的な研修の受講やOJT、OFF-JTにより実践的な研修を積ませる。
- ・ 庁内におけるIT人材について、今後、どのように育成しながらどのように配置（ジョブローテーション）していくのか、体系的な人材育成・人事管理のあり方について検討を進める。

(2) 市町村・民間とともに暮らしを変革する（暮らしにおけるデジタル改革）

人口減少や条件不利地域の地理的課題等を克服し、住み慣れた地域で自立した豊かな生活が続けられるよう、市町村・民間と連携しながら、デジタルと地域住民や通信基盤といった地域資源等を活用して、新たな手法や仕組みに挑戦し、素早く改善・改良を繰り返しながら、子育て、教育、医療介護福祉、交通、防災などの公的サービスを変革する。

ア 分野の特性と多様な生活様式に応じたデジタル改革

各部局における取組をタスクフォースが技術面・人材面等でサポートすることで公的サービスのデジタル改革を推進する。また、県民が生活様式に応じて必要となる公的サービスを適切に利用できるよう、必要な情報を効果的に発信していく。

イ マイナンバーカードの利活用促進

マイナンバーカードについて、国の方針に沿って、令和4年度末には、ほぼ全県民に行き渡ることを目指し、市町村と連携して取得促進を図りつつ、県民にマイナンバーカードを取得したいと思ってもらえるようにカードの活用場面を拡大する。

また、マイナポータル¹¹の「ぴったりサービス¹²」の利活用を市町村とともに推進し、申請の電子化及び手続のオンライン化により住民の行政手続の利便性を向上させる。

- ・ 目標設定による市町村のマイナンバーカード取得促進の取組を支援する。

¹¹ 行政機関が保有する自分の個人情報の内容や、そのやり取りの記録、自分へのお知らせ通知などの確認ができる自分専用のサイト。

¹² マイナポータルで利用できるサービスの一つ。地方公共団体が提供している行政サービスを検索したり、オンライン申請ができる。

- ・ マイキープラットフォーム¹³を活用し、県や市町村の公共施設等において施設利用カードとしても使えるようにするなど、マイナンバーカードの活用場面の拡大について検討する。

ウ 市町村との協働による施策展開

様々な地域の現状や国の事業、先進事例等の情報共有、市町村のニーズに応じた国や各部局・民間・地域団体等からの情報提供、現場からのニーズや課題を基にした市町村の企画立案等の支援を行う場を設ける。

エ デジタルデバイド対策

年齢や家族構成、地域等により異なるデジタルを使いこなす知識や技術と生活様式に対応した、「簡単」「わかりやすい」「見やすい」「操作しやすい」など利用しやすいデジタル化を推進するとともに、その向上や地域で補完し合う仕組み作りなどの施策を国や市町村等と連携して推進していく。

(3) 挑戦する企業等を後押しして産業の変革につなげる（産業におけるデジタル改革）

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、産業構造や求められる製品・サービス等の変化が加速する中、県内産業のデジタル・トランスフォーメーションを促進し、県内産業が抱える課題を解決しつつ、より付加価値の高い産業構造に転換していく。

ア 県内産業のDX推進

令和3年3月に策定した「県内産業デジタル化構想」を踏まえ、デジタル・トランスフォーメーションに関する県内企業の意識改革を進めるとともに、企業におけるデジタル人材の育成・確保や、農林水産業も含め、業界・地域としてのデジタル技術の利用拡大を支援する。

- ・ 意識改革：県内企業に広いネットワークを有する金融機関・商工団体と連携して、企業経営層への働きかけを強化し、デジタル・トランスフォーメーションに関する意識改革を図っていく。
- ・ デジタル人材育成・確保：IT専門家による伴走型支援を実施するとともに、企業内でデジタル・トランスフォーメーション推進を担う中核人材（DX推進責任者）育成に向けた施策を検討する。
- ・ デジタル技術の利用拡大：個々の中小企業としてのデジタル技術導入は費用面・技術面でハードルが高いケースも多いため、業界・地域単位で共通のツールを導入する取組等の支援を検討するとともに、工業技術総合研究所によるデジタル技術活用支援を強化する。

また、農林水産業においては、様々な課題に対応したスマート技術の開発等が進み、あわせて県内産業の活性化が図られるよう、産学官の連携を一層推進するとともに、

¹³ マイナンバーカードを公共施設の利用者カードとして利用するなど、様々なサービスを呼び出すための共通情報基盤

農林漁業者の経営の効率化や所得向上につながるよう、導入を支援する。

イ 電子入札、電子契約の拡大

事業者のデジタル・トランスフォーメーションを後押しするため、参入機会の拡大、コスト縮減、事務の迅速化等において効果のある電子入札を推進するとともに、契約事務の効率化の観点から電子契約の導入を検討する。

- ・ 建設工事等や一部の物品等調達において導入済みの電子入札について、可能なものから順次取組を進める。

ウ 行政データの利活用

利活用しやすい統計データの提供、オープンデータ化を推進し、データを活用したイノベーションや新ビジネスの創出を後押しするとともに、県保有データが民間事業者等によって積極的に活用されるように、データの量のみならず質の向上を図る。

- ・ 県保有データを原則オープン化
- ・ 利用者ニーズに即したオープンデータ化の積極的な推進
- ・ 一元的で適切な分類形態のポータル構築、CSV¹⁴等特定のソフトウェアがなくても利用できるデータ形式での提供、必要な情報の抽出

4 今後の進め方

まずは半年間程度、タスクフォースを中心に、本方針の実行を全庁的に進め、年明け以降、進捗状況の確認、新たな課題の追加等必要に応じた実行方針の改定等のため、本部を改めて開催する¹⁵。

なお、ICT推進プランについては、デジタル庁創設をはじめとする国の動向も踏まえながら、現在進めている新潟県総合計画の中間評価や、その後の計画の見直しの検討とあわせて、プランの見直しについても検討する。

¹⁴ Comma Separated Value カンマ区切りファイル。一定のルールで作成された文字データで多くのソフトウェアで利用が可能。

¹⁵ その間も、必要に応じて開催することを妨げるものではない。